

第 3 次美咲町行財政改革大綱
「みらいから『ありがとう』といわれるまちづくり」
に向けた行財政改革の取組

2 0 2 6（令和 8）年度～2 0 3 0（令和 1 2）年度

2 0 2 6（令和 8）年 3 月

美咲町

目次

1. はじめに	1
2. 行財政改革の基本理念	7
3. 基本理念を実現するための改革の柱(主な取組)	10
4. 計画期間と推進体制	14
5. 事業目標と進捗管理	16
資料	17

1. はじめに

(1) 行財政改革の背景と必要性

現在、美咲町は急速に変化する社会経済環境の中にあります。少子高齢化の進行や人口減少は、地域経済の停滞、税収の減少、社会保障費の増加、さらには地域コミュニティの機能低下など、町の活力に深刻な影響を与えています。

特に、出生数の著しい減少（「図2. 美咲町の将来人口の推移」参照）は人口減少を一層加速させ、町の行財政運営において喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、人口規模の縮小への対応として、住民・議会・行政がそれぞれの役割を明確化し、「地域共創」を基盤とした持続可能なまちづくりを進めるためには、行財政運営の確立が不可欠です。美咲町では、この課題に応えるため、町の最上位計画である「第4次美咲町振興計画」を2025（令和7）年度に策定しました。この計画では、「ひと 輝くまち みさき」を未来像に掲げ、これまで取り組んできた「賢く収縮する」という方針を踏まえたうえで、新たに「賢く挑戦するまち」を目指す方向性を示しています。その実現に向けて、「地域共創のまちづくり」^{※1}「こどもに優しいまちづくり」「若者が活躍するまちづくり」という3つの理念を掲げ、中期的な展望をしっかりと見据えながら、次世代に誇れる持続可能なまちづくりに取り組んでいきます。

また、持続可能な行政運営を実現するために、2020（令和2）年度に「賢く収縮する」を方針とした第2次行財政改革大綱（美咲町経営マネジメント指針）を策定し、行財政改革の取り組みを開始しました。施設の規模は縮小させながら、住民の生活を守るため行政機能の集約化や施設の複合化を図るなど、将来負担を軽減するための積極的な投資を行いました。一方で、財政面では普通建設事業費の増加などによる財政の肥大化を招き、抜本的な改善には至りませんでした。このような課題を受け、美咲町は引き続き行財政改革を推進し、

限られた資源を効率的に活用する必要性を強く認識しています。

そこで第3次行財政改革では、第2次行財政改革の課題を受け、「賢く収縮する」という理念を引き継ぎながら、住民・議会・行政が連携し、「みらいから『ありがとう』といわれるまち」を目指して、ここに「第3次美咲町行財政改革大綱」（以下「本大綱」という。）を策定しました。

本大綱を基に、ひとの力と美咲の強みである地域の絆で行政資源を最大限に活用することで厳しい状況を乗り越え、賢く挑戦するまちづくりを進めてまいります。

※1 こどもに優しいまちづくり：第4次美咲町振興計画において、これからのまちづくりの政策・立案・実行をすべて「こどもにとって良いか悪いか」を判断基準にすることを基本方針とする考え方。『子本（しほん）主義』をキャッチフレーズとし、すべてのこどもたちが、笑顔で成長し、夢に向かってはばたくことができるように、地域でこどもを育む“こどもに優しいまち”。すべての家庭が安心して子育てができ育てる喜びを感じられるように、地域全体で子育てを支える“子育てしやすいまち”。未来を託すこどもたちを、みんなで育て、家庭も地域も一緒に育つことで、郷土への愛着を深め、まちに暮らすみんなのウェルビーイングを高めていく“こどもまんなかのまち”。こどもたちの生きる力を育み、こどもを産み育てやすい施策を重点化して実施していきます。



こどもたちはまちの未来。地域ぐるみで成長を支えましょう。

(2)行財政改革大綱策定の役割

第4次美咲町振興計画は、美咲町の未来像である「ひと 輝くまち みさき」の実現を目指します。本大綱の役割は、「ひと 輝くまち みさき」を実現するための基盤を創り、「みらいから『ありがとう』といわれるまちづくり」に向けた行財政改革の取組を推進することです。

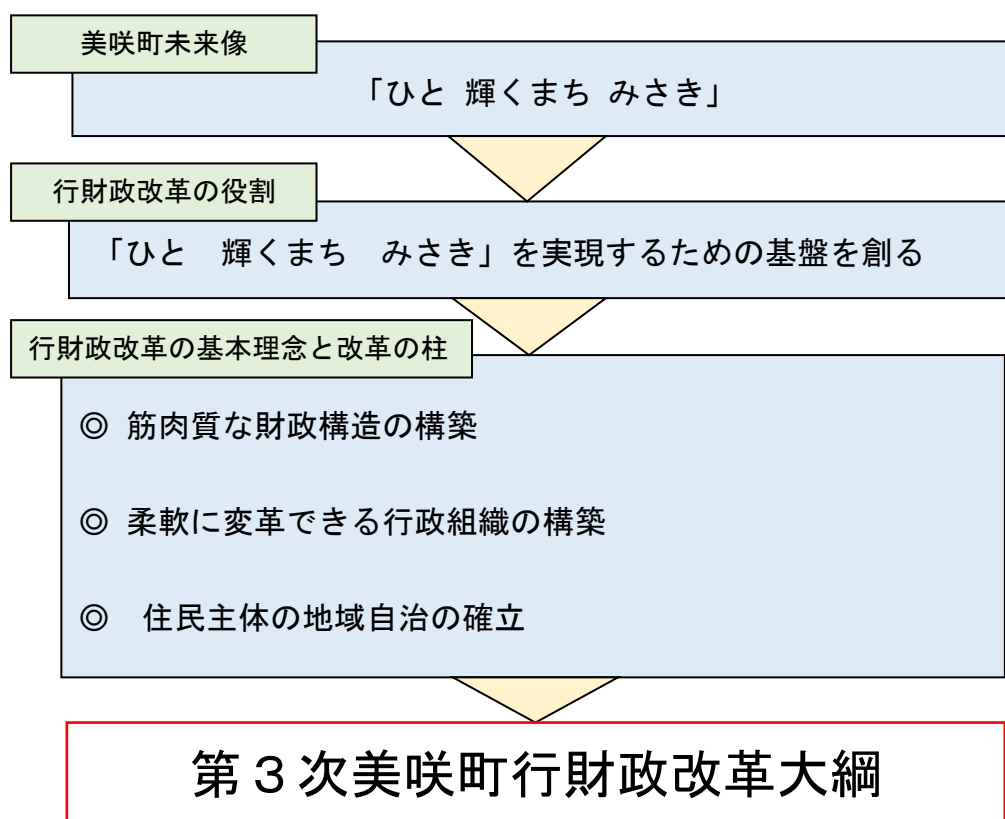


図1. 行財政改革の必要性

美咲町の財政状況は、合併から20年が経過した現在、大きな転換期を迎えています。2024（令和6）年度時点では、地方交付税（普通交付税）が合併以降最も多かった時期と比較すると約10億円減少しました。（「図3. 美咲町の地方交付税の推移」参照）一方で、町の発展のため近年実施した3大プ^{※2}

※3

プロジェクトの影響もあり、普通会計の歳出推移は過去10年間で約40億円増加しています。（「図4. 美咲町の普通会計歳出の推移」参照）

さらに、行政運営を維持するために必要な義務的・消費的経費の主な財源である一般財源^{※4}については、過去10年間で約1億円の減少が見られます。（「図5. 美咲町の普通会計歳入の推移」参照）今後人口減少に伴う地方交付税の減少により、一般財源も減少していくことが予測され、町の財政運営にさらなる負担がかかっていくことは避けられません。

このような歳入の急激な減少と歳出の急増に伴う深刻な財政危機に美咲町は直面しているため、義務的・消費的経費を含めた抜本的な財政改革を進め、町全体の行政運営を持続可能にする必要があります。そのため、組織内で横断的な連携をさらに強化し、事業の精査と見直しを実行する仕組みを整えることが不可欠です。無駄を省き、効率的な運営を目指します。

また、複雑化・多様化する住民のニーズに対応するためには、行政と地域が協力し合い共に地域課題を解決する「地域共創」の体制を構築することが重要です。地域住民の声を丁寧に拾い上げ、行政と住民が一体となり、暮らしやすい町づくりを実現していく目的で本大綱を策定しました。財政状況の課題を整理し、行政運営の効率化や地域との共創体制を通じて、限られた資源を最大限に活用する仕組みを構築することを目指します。

※2 3大プロジェクト：合併20周年に向けて新たなまちの骨格として整備した「美咲町多世代交流拠点『みさキ拉里』（役場本庁舎建て替え含む）」、「旭地域多世代交流拠点『あさひなた』・旭義務教育学校（旭学園）」、「柵原義務教育学校（柵原学園）」の3つを指し、行政機能の集約と施設の複合化を進めた事業。

※3 普通会計：自治体の財政状況を分析・比較するために、一般会計と一部の特別会計（公営事業会計などを除く）をまとめて統計上統一した会計のことで、自治体の基本的な行政運営の実態を表す指標となります。

※4 一般財源：地方税や地方交付税などの「使い道があらかじめ決められていないお金」を指し、美咲町が今後実施する政策や事業のために自由に活用できる財源を意味します。

■美咲町の将来人口の推計

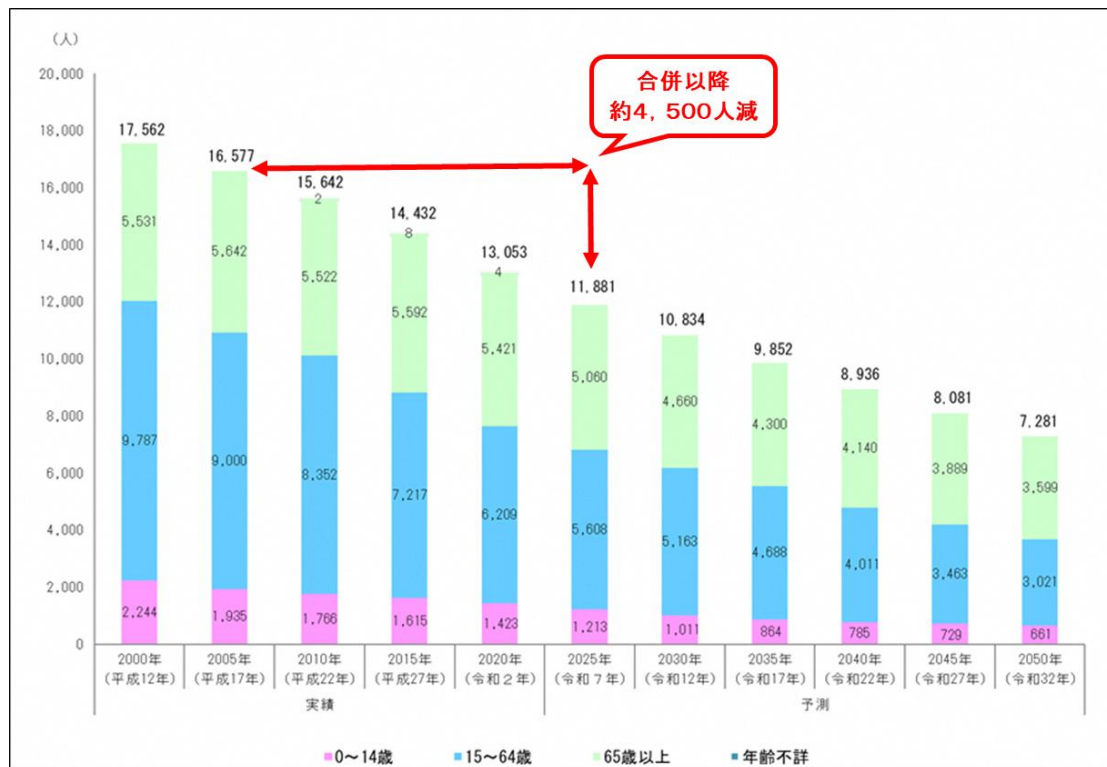
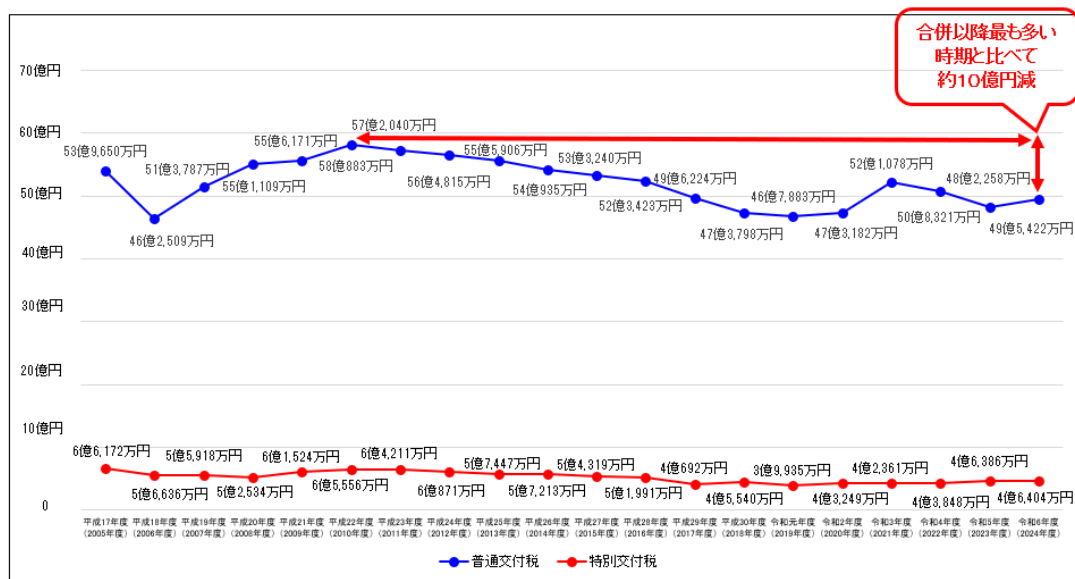


図2. 美咲町の将来人口の推移

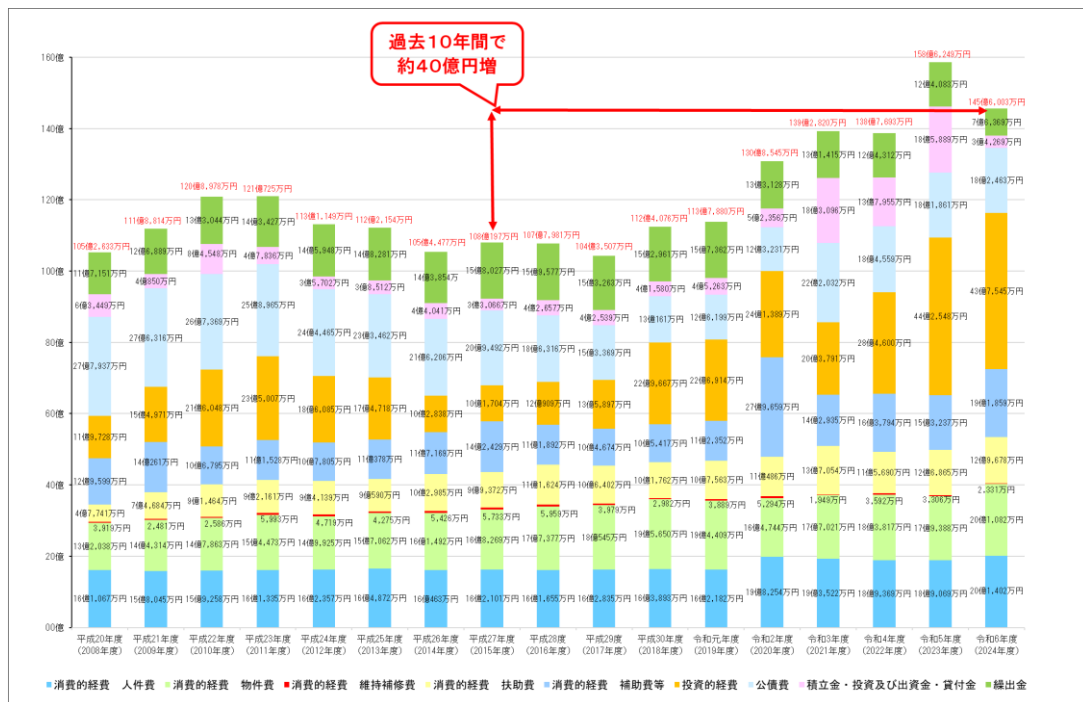
■地方交付税



(出典: 地方財政状況調)

図3. 美咲町の地方交付税の推移

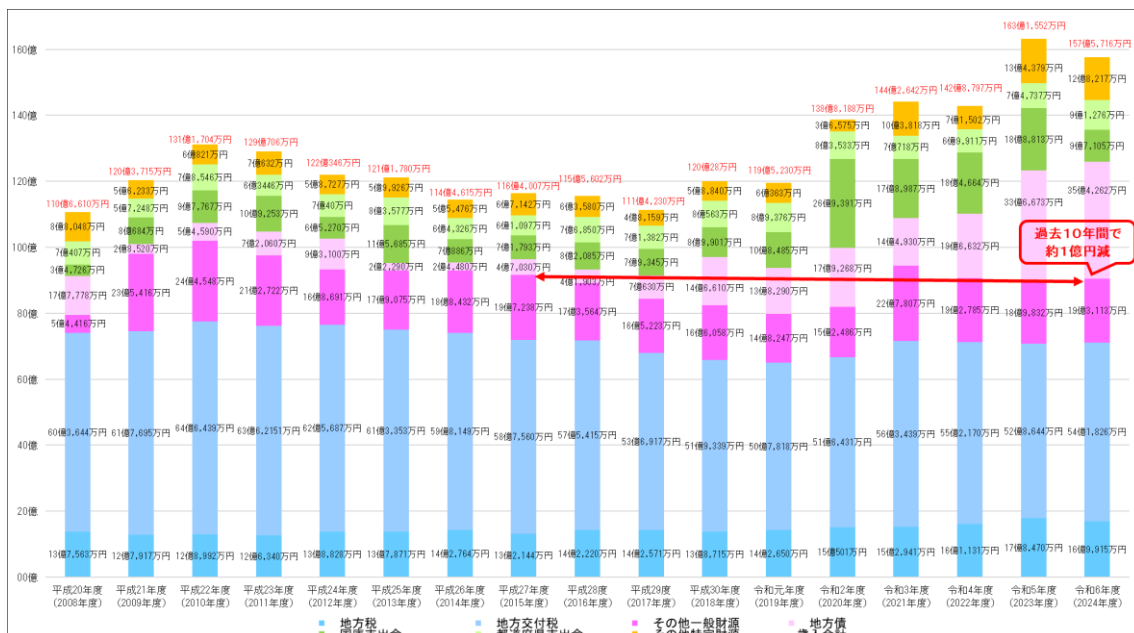
■普通会計歳出の推移



(出典: 地方財政状況調)

図4. 美咲町の普通会計歳出の推移

■普通会計歳入の推移



(出典: 地方財政状況調)

図5. 美咲町の普通会計歳入の推移

2. 行財政改革の基本理念

人口が合併後２割以上減少し、現在、美作地域１０市町村で最も人口減少率が著しいことを前提として、第４次美咲町振興計画の未来像である「ひと 輝くまち みさき」を実現するために、以下を理念とします。

（１）住民が安心して笑顔で暮らし続けるための「筋肉質な財政構造」の構築

住民がこれからも安心して暮らし続けるためには、福祉サービスの充実や公共施設・拠点施設の集約と複合化など生活に欠かせない事業を継続的に実施する必要があります。また、これらの施設やサービスが安全に利用できるよう適切な維持管理も重要です。

しかし、持続可能な地域運営には、安定した財政基盤が不可欠です。そのために特定財源の戦略的活用と一般財源を確保し効率的に運用するために、これまでの財政運営を見直し、無駄を省いて財政基盤を強化します。また、国からの交付金や過疎債など町にとって有利な財源を最大限に活用することで、一般財源の負担を軽減し、効果的な財政運営につなげます。

これらの取組によって、美咲町は無駄を省き、効率的に機能する「筋肉質な財政構造」を目指します。この構造により、限られた財源で住民サービスを持続的に提供し、住みやすいまちづくりを実現するための基盤を構築します。

(2)変化する環境に対応し、魅力的で住みやすい町をつくるための「柔軟に変革できる行政組織」の構築

大きく変化する社会経済環境や多様化・複雑化する住民ニーズに迅速、柔軟かつ持続的に対応していくためには、限られた財源や人材を効率的かつ効果的に運用する必要があります。そのため、真に必要なサービスや事業を「選択と集中」の視点で精査し、効率性を高めることが求められます。

複雑・多様化する課題へ適切に対応することが難しくなりつつある現状を踏まえ、美咲町は、組織の横断的な連携をさらに強化し、すべての職員が「ひと輝くまち みさき」の実現に向けて一致団結して取り組む環境を整えます。

また、従来のやり方や固定観念に固執するのではなく、「新しい仕事の仕方」や「柔軟な仕組み」を積極的に取り入れることで、時代の変化に即した臨機応変な組織体制を構築します。この改革により、住民ニーズへの確に応え、持続可能な地域づくりを進めます。

(3)持続可能な地域づくりを目指すための「住民主体の地域自治」の確立

少子高齢化による人口減少や、それに伴う職員数の削減により、従来のようなマンパワーを主体としたサービスの実施が困難になることが予想されます。この課題に対応するため、行政だけで事業を遂行する従来の枠組みに固執するのではなく、地域住民や議会、民間団体と共創する仕組みを構築することが不可欠です。

具体的には、小規模多機能自治組織を中心とした地域自治組織との密接な連携を強化し、地域の主体性や多様な力を活かした官民共創の体制を確立します。この体制では、地域住民と議会と行政が共同でサービスを企画・立案・運営する「共創型」の制度設計を創出し、地域全体で課題を解決し持続的なサービス提供を実現します。

また、住民が行政に「協力する」という形式ではなく、地域住民が自らの暮らしに関わる決定や実践に積極的に参画できる仕組みを形成することで、住民主体の地域自治を推進します。この仕組みを通じて、地域と議会と行政が共に責任を持ちながら相乗的に成果を追求できる持続可能な地域づくりを目指します。

3. 基本理念を実現するための改革の柱(主な取組)

(1) 特定財源の戦略的な活用と一般財源の確保

筋肉質な財政構造を構築するため、人口規模に合った公共施設の総量を適正な水準に「賢く収縮」させます。特に、あまり活用されていない財産については、地域と議会と行政で現状を十分精査したうえで、計画的に処分を進めます。

また、道路・橋梁などのインフラについては、将来にわたっての管理計画を策定して、計画的な維持管理を行います。環境変化に対応し、変革を進める行政組織であるために、行政評価について、「どのように予算を使ったか（どれだけ無駄を省けたか）」という視点に加え、「何を達成し、得たのか（結果として何が得られたのか）」という「成果」の視点からも評価し、コストと成果を評価する行政経営体制を見直します。

- ① 地域経済の活性化を通じた自主財源の確保
- ② 公共施設総量の適正化と効率的で適切な維持管理を継続的に行うことによる公共施設の延命化
- ③ 適切な財産管理
- ④ 使用料・手数料の見直し
- ⑤ 補助金のあり方を見直し
- ⑥ ふるさと納税の積極的な確保
- ⑦ 健康増進と福祉の充実による医療費・介護費の抑制
- ⑧ 民間的経営手法の導入

(2)総合調整を実行できる「行政組織改革」の実現

変革を常にリードできる行政組織であるためには、社会経済環境の変化に伴う課題に的確に対応するだけでなく、拡大する行政事務におけるミスの削減や時間短縮など効率化に努め、住民サービスの向上を図らなければなりません。

その実現には、DX（デジタルトランスフォーメーション）による取組を推進することが重要です。そして、デジタル技術の活用による業務効率化とデータに基づいた戦略的判断とともに、自己決定と自己責任を備えた職員による「行政経営」が必要です。

また、町の重要施策であるこども施策を総合的に推進するためには、迅速かつ柔軟に対応できる組織運営体制の実現が不可欠です。これにより、少子化に対応したこども施策を迅速かつ効果的に実行し、地域全体で子育てを支える環境を整備します。

そのため、以下の視点から行政組織力の向上を図ります。

- ① 総合調整を実現する行政組織の見直し
- ② 「かんたん窓口」や「いつでも・どこでも窓口」など、窓口業務の効率化を図るDXの推進
- ③ 多様な人材や組織との交流をより能動的に展開できるような組織風土の形成
- ④ こども施策を迅速かつ柔軟に実行するための組織運営の強化
- ⑤ 働き方改革の推進
- ⑥ 職員個々の業務遂行能力向上
- ⑦ 職員への適切な人事評価とフィードバック
- ⑧ 計画的な職員採用

(3)未来の笑顔につながる「地域共創の仕組み」の確立

住民を始めとする多様な担い手がそれぞれに役割を果たしながら、主体的に参画できる「自律し自立する」まちづくりを進めます。また、人口減少などの大きな社会環境の変化を踏まえ、住民のニーズに的確かつ効果的に応えるとともに、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めます。

そのために、住民の自助、近助、共助、公助の意識をさらに高め、町政のさまざまな分野で住民の参加・参画・共創を積極的に進めていきます。

住民が議会と行政との共創を通じて地域づくりをお互いに理解し、地域の課題解決力を向上させ、生活の質や子育てを支える環境の整備を実現します。

① 地域自治組織が担う役割づくり

- ・小規模多機能自治を推進する
- ・地域が必要とするサービスについて、地域と議会と行政が共創する
- ・複雑多様化する地域課題の解決に向け、地域と議会と行政が共創する仕組みづくりを推進する

② 住民（特に若者や女性）が参画できる体制づくり

- ・みらい会議（ワークショップ・タウンミーティング）を開催する
- ・全世代型地域包括ケアシステムを推進する
- ・住民を「行政の補完者」としてではなく、「主体的な地域づくりの担い手（対等なパートナー）」として位置づける

③ 地域全体で子育てを支える環境づくり

- ・地域全体でこどもと子育て家庭を見守り・支える環境づくりを推進する
- ・地域の子育て支援力の向上を図り、こどもや子育て家庭を地域ぐるみで支援する
- ・地域全体で子育てを応援する気運を高め、妊娠・出産や子育てへの不安

感、負担感、孤立感の解消につなげ、誰もが安心して子育てできるまち
づくりを推進する

- ・地域の力を学校運営に生かし、地域に開かれた学校づくりを推進する
- ・地域・学校・議会・行政などの協働による安全・安心なこどもの居場所
づくりを推進する

4. 計画期間と推進体制

(1) 第4次美咲町振興計画との関係及び計画の期間

本大綱は、自治体を経営するという視点に基づいて、美咲町の行政運営を戦略的に推進していく基本的な方向性を示すもので、美咲町の最上位計画である第4次美咲町振興計画を補完する計画と位置づけるものです。改革の実施に当たっては、本大綱に基づいて具体的な実行計画を策定し、改革を着実に実施します。

また、本大綱の計画期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度の5年間とします。

関連計画と第3次美咲町行財政改革大綱

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度	2030 (R12) 年度
第4次美咲町振興計画						
第3次美咲町行財政改革大綱						

図6. 第3次美咲町行財政改革大綱と関連計画の期間

(2)推進体制

庁内推進組織として、町長を本部長とする「美咲町行財政改革推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置し、事業進捗や事案の検討、調整、実施体制の整備を行います。

学識経験者や有識者、町民で構成される「美咲町行財政改革審議会」（以下「審議会」という。）は、本大綱策定後も取組を検証し、必要に応じて提言を行うことを目的に設置します。

推進本部で協議した事業内容等については、審議会において進捗状況確認や取組の検証を定期的に行い、議会及び推進本部に報告します。また、第4次美咲町振興計画の見直しや外部的要因により達成が困難な場合は適時修正を行い、必要な場合は審議会の意見を聴くこととします。

5. 事業目標と進捗管理

本大綱は、美咲町の行財政改革の方向性を明らかにするとともに、第4次美咲町振興計画の目的を達成するために策定しています。第4次美咲町振興計画に掲げられたまちづくりの目標に基づき、進捗状況を管理し、評価することにより、行財政改革の実効性を確保します。また、必要に応じて第4次美咲町振興計画の取組の修正変更を提案します。

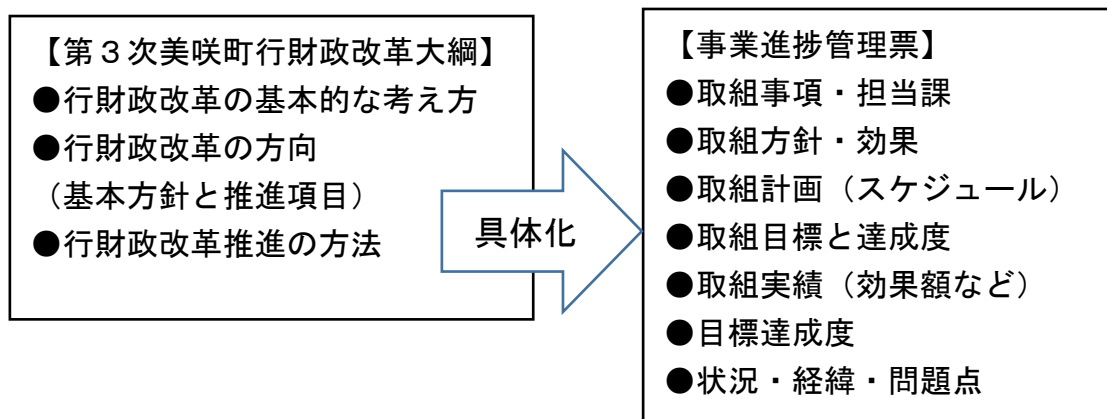
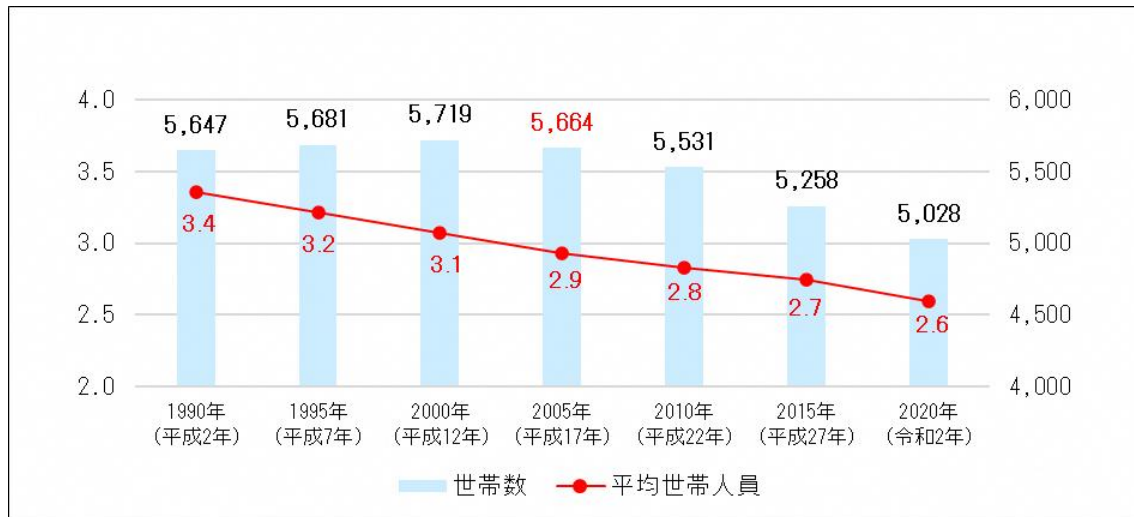


図7. 第3次美咲町行財政改革大綱と事業進捗管理票との関係

資料

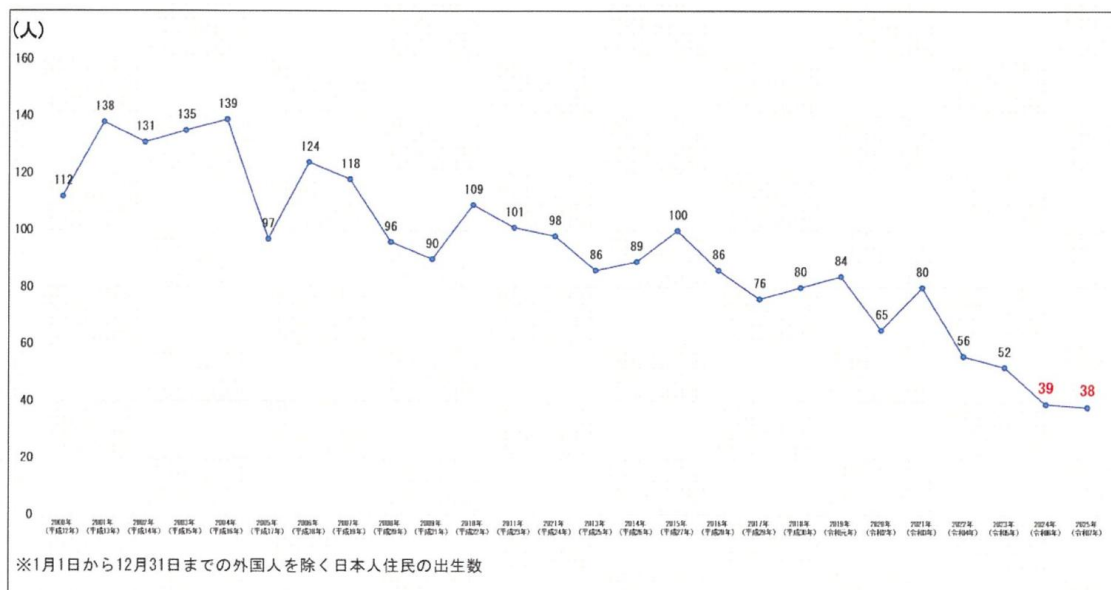
●人口の移り変わり

■世帯数の推移



出典：国勢調査

■出生者数の推移



出典：住民基本台帳

■児童・生徒等（15歳以下）数

令和7年5月1日現在

○15歳以下 (単位:人)

区分	R7.4.2~	R6.5.2~ R7.5.1	R5.4.2~ R6.4.1	R4.4.2~ R5.4.1	R3.4.2~ R4.4.1	R2.4.2~ R3.4.1	R1.4.2~ R2.4.1	児童						生徒			計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	
旭学園	4	6	5	6	10	9	10	11	4	5	8	16	17	6	15	8	140
加美小学校	18	27	30	40	31	42	50	24	22	24	25	23	19	60	42	65	667
美咲中央小学校	17	18	24	22	22	29	24	24	34	26	37	44	32	28	42	31	454
榑原学園	39	51	59	68	63	80	84	83	79	71	99	101	87	94	99	104	1,261

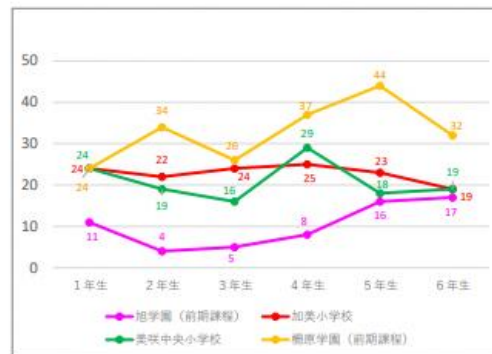
○0歳～6歳児数 (単位:人)

区分	R7.4.2~	R6.5.2~ R7.5.1	R5.4.2~ R6.4.1	R4.4.2~ R5.4.1	R3.4.2~ R4.4.1	R2.4.2~ R3.4.1	R1.4.2~ R2.4.1	計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	
旭地域	4	6	5	6	10	9	10	50
中央地域	18	27	30	40	31	42	50	238
榑原地域	17	18	24	22	22	29	24	156
計	39	51	59	68	63	80	84	444



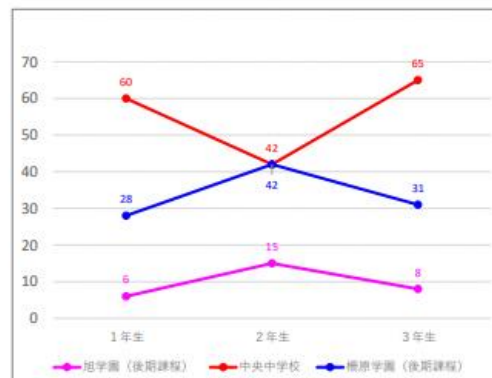
○小学校児童数 (単位:人)

区分	児童						計
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
旭学園(前期課程)	11	4	5	8	16	17	61
加美小学校	24	22	24	25	23	19	137
美咲中央小学校	24	19	16	29	18	19	125
榑原学園(前期課程)	24	34	26	37	44	32	197
計	83	79	71	99	101	87	520



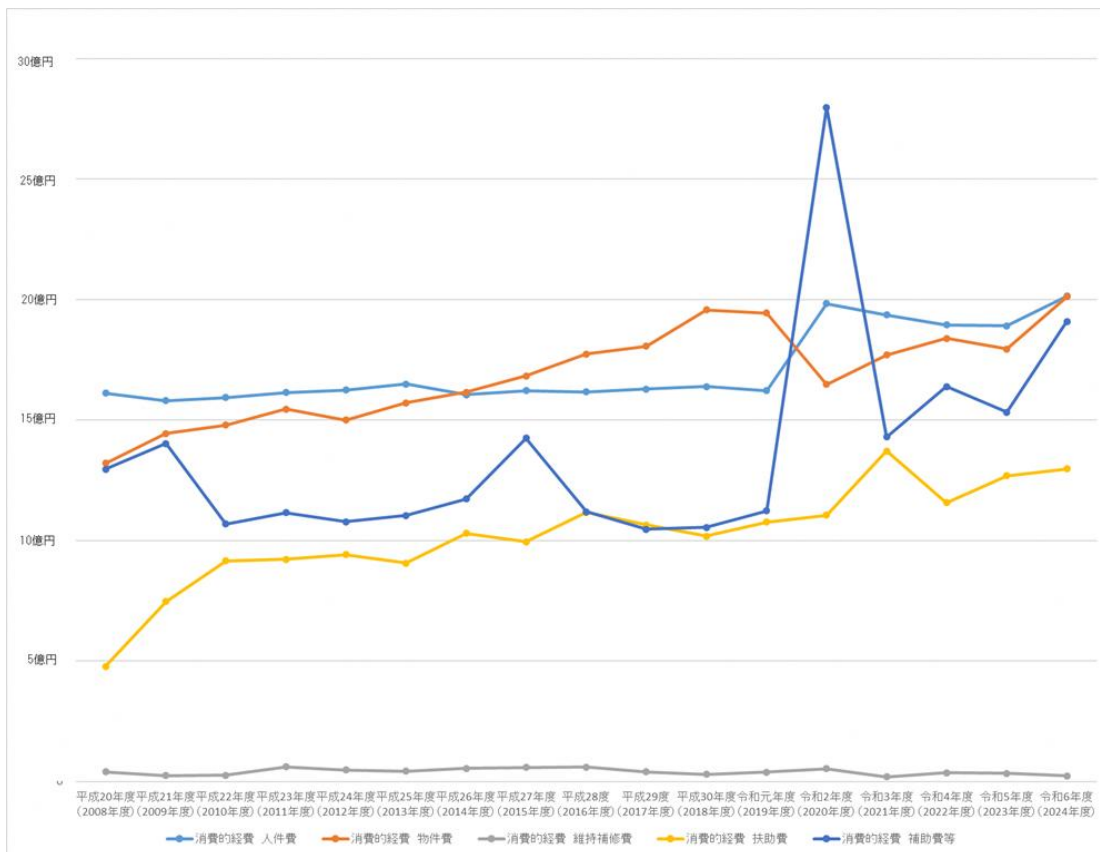
○中学校生徒数 (単位:人)

区分	生徒			計
	1年生	2年生	3年生	
旭学園(後期課程)	6	15	8	29
中央中学校	60	42	65	167
榑原学園(後期課程)	28	42	31	101
計	94	99	104	297



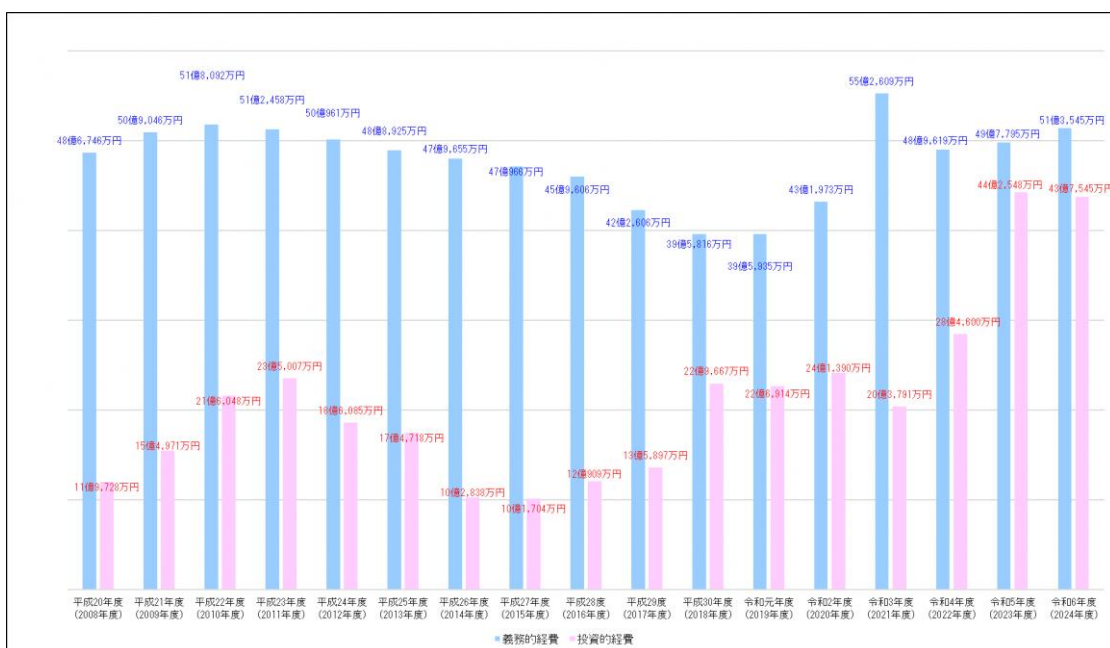
●決算額の移り変わり

■普通会計消費的経費の推移



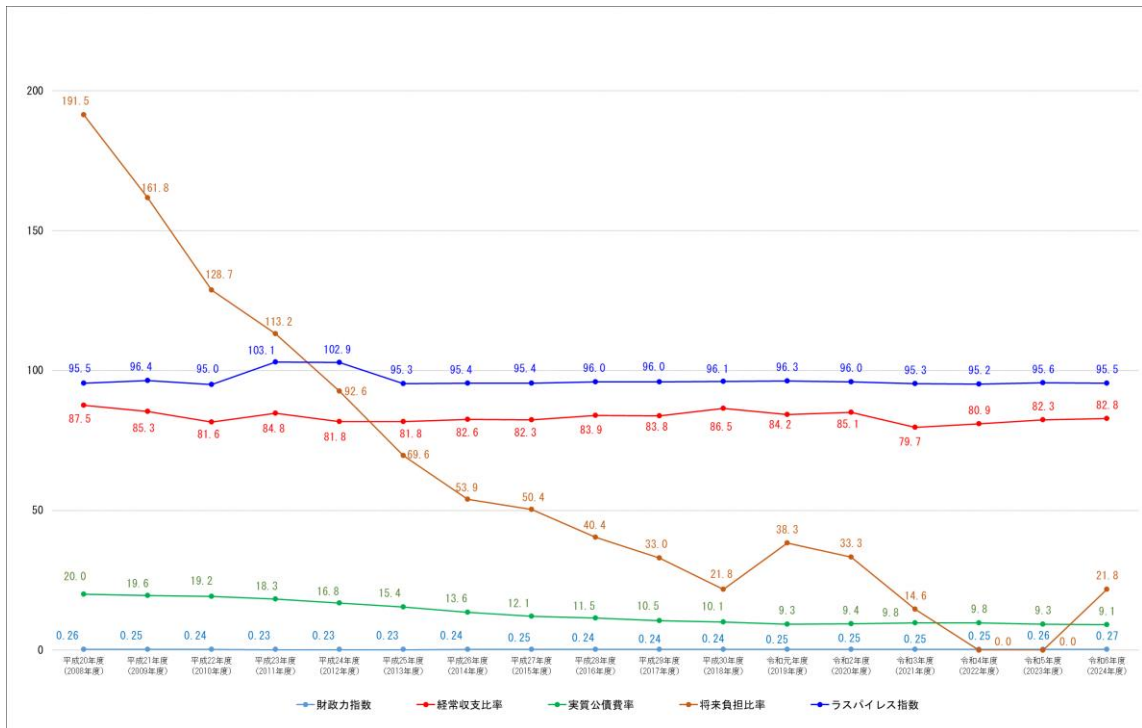
(出典: 地方財政状況調)

■普通会計義務的経費・投資的経費の推移



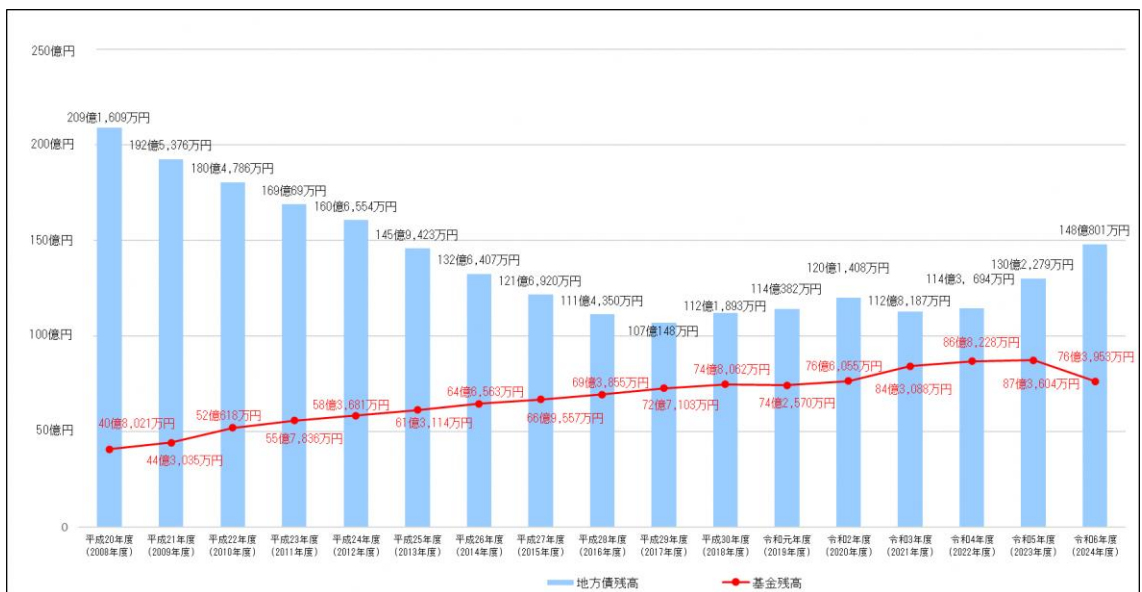
(出典: 地方財政状況調)

■健全化判断比率等



(出典: 地方財政状況調)

■地方債残高と基金残高



(出典: 地方財政状況調)